



No. 17号 成田市
2008年5月発行



～あらゆる場に男女が参画し 協働するまちづくり



新緑に覆われたマロニエの道。しっかり大地を踏みしめてゆっくり大きくなってね。

★Contents (主な内容)★

- ☆ 平成20年度男女共同参画講座のお知らせ
- ☆ 男女共同参画推進員の皆様
- ☆ 男女の健康コーナー
- ☆ さざなみインフォメーション

◆男女共同参画社会基本法5本の柱

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

平成20年度男女共同参画講座のお知らせ

市では、家庭や職場、地域社会など、「あらゆる場に男女が参画し 協働するまちづくり」を推進するため、男女共同参画セミナーとフォーラム・イン・ナリタを開催します。一步前に踏み出して自分をみつめてみませんか。

今年度の「男女共同参画講座」の日程が決まりました。仕事や家庭のこと、身近な法律、自分自身のことなどのテーマで男女共同参画について学びます。

また、より深く学び、その成果を家庭や地域社会・職場などで生していただけるように全講座を受講する「年間受講者」と一回毎に受講申し込みをする「一般受講者」とに分けて募集します。

多彩な講師による身近なテーマです。ご夫婦で、グループでまた個人でご応募下さい。

☆年間受講者

- ・受講資格＝成田市内に在住在勤・在学の人で全講座に参加できる予定の人
- ・募集期間＝平成20年6月26日(木)まで
- ・募集人数＝40人(定員になり次第締切)

☆申し込み方法＝ハガキ、電話、Eメール等で①住所 ②氏名 ③電話番号 ④「年間受講希望」を成田市役所・企画課へ（裏面「おたより募集」参照）

☆一般受講者＝各開催日の2ヶ月前から受付します。くわしくは「広報なりた」等でお知らせします。

男女共同参画講座日程

	日時	テーマ・講師
第1回 セミナー	6月27日(金) 1:30～	一人ひとりがいきいきと生きることが活気ある社会を創る
		城西国際大学教授・矢木 公子氏
第2回 セミナー	7月16日(水) 10:00～	知らないと損。あなたに身近な法律・裁判を知ろう ～男女共同参画社会を生きる知恵～
		弁護士 清田 乃り子氏
フォーラム・イン・ ナリタ	10月5日(日) 1:30～	これからの女と男のいい関係
		落語家 林家 花丸氏
		評論家 樋口 恵子氏
		※ 落語と講演とトークショー
第3回 セミナー	11月12日(水) 1:30～	(仮) 団塊世代の夫婦のあり方
		県立衛生短期大学非常勤講師 松田 敏子氏
第4回 セミナー	12月6日(土) 1:00～	私が選んだ女性落語家への道
		落語家 川柳 つくし氏

男女共同参画セミナーの会場は市役所6階会議室。フォーラム・イン・ナリタの会場は成田国際文化会館

男女雇用機会均等法が制定されて20年が過ぎ、また、男女共同参画基本法が公布されてからもう10年が過ぎます。その間に女性の意識やチャンスはどの位変わったのでしょうか。

職場でも、育児休業制度や看護休暇等を利用して、働き続ける女性が多くなりました。確実にチャンスは広がってきています。

昨年9月に発表された男女共同参画に関する内閣府の世論調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に「反対」と答えたのは52.1パーセントで初めて過半数になりました。

制度の活用とともに、暮らしのあり方を問い続け、改善をしていく努力が男女共同参画社会の形成には大切なことと思います。

チャンスをいかし、制度を利用し活躍できる場所作りを自らの手でつかみたいものです。

男女共同参画推進員の皆さんです!



写真は、平成20年度1年間「男女共同参画講座」の企画・運営をされる市長を囲んだ10名の男女共同参画推進員の皆様です。

(左から川瀬さん、角田さん、市長、小倉さん、新井さん、大野さん、後左から衣笠さん、森田さん、横内さん、太田さん、今和泉さん……)



男女の健康コーナー

目の成人病

～緑内障～

緑内障は、目で見た映像を脳に伝える視神経が死んで、じわじわと視野が欠けてくる病気です。「目の成人病」とも呼ばれ、患者が増えてくるのは40歳以降で今では、40歳以上の17人に1人が緑内障にかかっているといわれています。

ちょうど目の調節力が衰え、疲れやすくなって老眼鏡が必要になる時期と重なるため、単に加齢によるものと思いつむ人が多く、初期段階では自覚症状がほとんどないため早期の受診が遅れがちです。また、日本人に多い正常眼圧緑内障は、男性より女性に多く強い近視や低血圧、頭痛持ち、冷え性でやせ方の人は発症リスクが高くなります。40歳以降は、年に1回は「眼圧検査」・「眼底検査」・「視野検査」等で目の状態を確認しましょう。

★ ころやからだの健康に関する相談は、
健康増進課

(保健福祉館本館 ☎27-1111) へ

さざなみインフォメーション

◆6月23日～29日は「男女共同参画週間」

男女が、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる“男女共同参画社会”の実現が求められています。この週間は、男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年6月23日に制定された「男女共同参画社会基本法」の理解を深めるために設けられたものです。

※市では、男女共同参画週間中の6月27日（金）矢木公子さんをお招きして講演会を開催します。ふるってご参加ください。※2ページ参照



◆DVを含む様々な悩みに専門員が相談に応じています

（問合せ）ちば県民共生センター
TEL043-252-8036

◇女性のための相談◇

〈電話相談〉04-7140-8605 水～日 9:30～16:00
火曜日（祝休日を除く）は、20:00まで

〈面接相談〉予約制 9:30～16:00（毎金曜日）

◇男性のための相談◇

〈電話相談〉043-285-0231 火・水 16:00～20:00

（問合せ）女性サポートセンター

TEL043-245-1719 043-302-1015

〈電話相談〉 365日 24時間対応

◆おたより募集中！

☆「さざなみ」に取り上げてほしいことや男女共同参画に関するご意見・ご感想などをお送りください。お待ちしております。

☆おたよりの送付先

〒286-8585 成田市花崎町 760

成田市企画政策部企画課 男女共同参画班

☎20-1501

ファクス 24-1006

Eメール kikaku@city.narita.chiba.jp



※働くお母さん・お父さんの豆知識※ 「改正パートタイム労働法」が施行

■平成20年4月1日から、少子高齢化、労働力減少社会でパートタイム労働者がその能力をより一層有効に發揮することができる雇用環境を整備するためパートタイム労働法が改正されました。

改正のポイントは、①「雇い入れの際昇給・退職手当・賞与の有無等労働条件を文書等で明示することの義務化」②「雇い入れ後の待遇決定の説明の義務化」、③「パートタイム労働者の待遇はその働き・貢献に応じ決定することへの努力義務化」④「通常の労働者への転換を推進することの義務化」などです。

※パートタイム労働法に関する問合せは、千葉労働局雇用均等室（☎043-221-2307）へ

編集後記

春風に精一杯体をなびかせ、波形の水面に葉先をのぞかせている若い苗。やがて、青海原が広がり生命力の強さを感じさせてくれます。光と水と空気。命の源を大事にしたいものです。

※さざなみは、支所、公民館、図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター、市のホームページ（<http://www.city.narita.chiba.jp>）にもあります。

さざなみは再生紙を使用しています。

登録番号成企 08-008